

# 社会保険労務士法人WILLニュース。【2025年6月改正】熱中症対策と企業の義務とは。



厚生労働省が公表した『令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況』によると、2024年の職場における熱中症の死傷者数は1,257人で、うち死亡者数は31人でした。

こうした職場での熱中症による死亡災害を防ぐため、労働安全衛生規則改正に伴い、2025年6月1日から企業に熱中症対策が義務付けられました。



この記事では、企業が実施する従業員の熱中症対策と、熱中症対策の義務化の内容について解説しています。

## 熱中症とは

熱中症とは、高温多湿な環境下で発汗による体温調整がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。一般的な症状に、めまい、吐き気、意識障害などがあります。

熱中症の重症度は、Ⅰ度からⅢ度に分かれています。

**Ⅰ度**は軽度の症状とされており、現場での適切な対応があれば、重症化を防ぎ症状改善ができる段階です。**症状が改善しないⅡ度以降**は医療機関への搬送が必要です。

重症度	症状	手当
I 度	<b>熱失神</b> <b>熱けいれん</b> <b>(筋けいれん)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●顔面蒼白</li> <li>●脱水</li> <li>●吐き気</li> <li>●めまい、立ちくらみ</li> <li>●急性の筋肉痛、こむら返り</li> </ul>	<b>119番▶応急手当</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●冷所で安静</li> <li>●身体を冷やす</li> <li>●水分と塩分の補給</li> <li>●見守り</li> </ul>
II 度	<b>熱疲労</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●口の渇き</li> <li>●めまい</li> <li>●頭痛</li> <li>●イライラする</li> <li>●倦怠感</li> </ul>	<b>医療機関での診療が必要</b> 
III 度	<b>熱射病</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●意識がない</li> <li>●けいれん発作</li> <li>●身体が熱い</li> </ul>	<b>入院治療が必要</b> 

(出典) [厚生労働省『働く人の今すぐ使える熱中症ガイド』P7](#)

暑さ指数（以下、WBGT値）が28度を超えると、熱中症患者が著しく増加するため注意が必要です。WBGT値とは熱中症の予防を目的とした指標であり、人体と外気との熱のやりとりに着目し、人体の熱収支に大きく影響する以下の3つの要素を取り入れています。

- ①湿度
- ②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境
- ③気温

以下の厚生労働省のサイトでは、作業に対応したWBGT値や実測の仕方などが記載されています。

参考 | [厚生労働省 職場における熱中症予防情報『暑さ指数について』](#)

## 職場での熱中症予防対策

熱中症は屋内や屋外に関係なく、暑ければどこでも発症する可能性があるため、すべての業種・職種において熱中症対策は重要です。以下に、職場で行える熱中症予防策を紹介します。

### 1 作業時間の短縮や休憩所の設置

簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討し、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰のある涼しい休憩場所を確保します。

WBGT値が高いときは単独作業を控え、WBGT値に応じた作業の中止や、こまめな休憩取得などの工夫が必要です。

厚生労働省によると、時間帯別の熱中症の死傷者数の状況は、気温が高くなる11時台から15時台に多く発生しています。その時間帯は屋外での作業をできるだけ避け、休憩の取り方を工夫することをおすすめします。

参考 | [厚生労働省『2024年（令和6年）職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）』P6](#)

## 2 通気性のよい衣服の着用

通気性のよい作業着を準備し、冷却機能を備えた衣服の着用をおすすめします。

## 3 汗で不足しがちな塩分と水分の補給

休憩場所に飲料水や塩飴などを用意します。大量に発汗すると体内の塩分が消失し、水分補給のみでは不十分なため、水分と塩分の両方を補給することが大切です。こまめな休憩とともに、喉が渇いていなくても水分と塩分を定期的に補給する必要があります。

スポーツ飲料や経口補水液の塩分は製品によって分量が異なるため、「栄養成分表示」の確認をおすすめします。



栄養成分表示 (100ml当たり)

エネルギー	25kcal
タンパク質	0g
脂質	0g
炭水化物	6.2g
食塩相当量	0.12g

← 食塩相当量：100mg当たり「0.1~0.2g」のものを選ぶ

糖分を抑えたい人は、下記表示を参考に選ぶ

ゼロカロリー

カロリーオフ

糖質ゼロ

糖質オフ

「0カロリー」  
「カロリーオフ」などの  
違いについて



[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/nutrient\\_declaration/consumers/assets/food\\_labeling\\_cms206\\_20210519\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/consumers/assets/food_labeling_cms206_20210519_02.pdf)

(出典) [厚生労働省『働く人の今すぐ使える熱中症ガイド』P39](#)

## 4 従業員の異変に気付く観察

職場での熱中症は身近な労働災害です。普段から従業員同士で声をかけ合い、現場管理者や部署のマネージャーが異変に気付けるように、今の時期から従業員の健康観察や安全確保を行うことが重要です。

初期症状が出ていても「仕事を一旦止めて休む」ことを選択せず、無理に仕事を続けて重症化するケースがあります。いつもと違うと感じたら熱中症を疑ってみることも大切です。

## あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



## これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

## あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

(出典) [厚生労働省『働く人の今すぐ使える熱中症ガイド』P6](#)

普段から自身や周囲の異変に気付けるように、熱中症「応急手当」カードなどもご活用ください。

### 熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに **119** 番

救急車到着まで  
作業着を脱がせ  
**水をかけ** 全身を急速冷却

作業着を脱がせ

前日のチェック	仕事前のチェック
<input checked="" type="checkbox"/> 仕事前日の飲酒は控えめに	<input checked="" type="checkbox"/> よく眠れたか
<input checked="" type="checkbox"/> ぐっすり眠る	<input checked="" type="checkbox"/> 食事をしたか
<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラート確認	<input checked="" type="checkbox"/> 体調は良いか
	<input checked="" type="checkbox"/> 二日酔いしていないか
	<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラート確認

**仕事中のチェック**

詳しくはコチラ

- 単独作業を避け、声をかけ合う
- 監督者は現場パトロール
- 水分・塩分の補給
- こまめに休憩

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

(出典) [厚生労働省『働く人の今すぐ使える熱中症ガイド』P11](#)

## 5 熱中症に関する健康状態自己チェックリストの活用

業務中に熱中症を発症した場合、労災を申請することになりますが、本人の身体の状態も労災認定の参考要素のひとつとなります。熱中症は、体調不良や不摂生、睡眠不足で発症リスクが高まります。発症の原因が本人の体調等による要素が大きい場合、労災認定されない場合もあるため、従業員は日常的に自身の体調管理に努める必要があります。

また、持病のある従業員は熱中症リスクも高まります。定期健康診断や持病確認などを行い、必要に応じて産業医や主治医に対応方法を確認しておくことをおすすめします。

なお、朝礼時や作業前に従業員の健康状態を確認するときには、以下のチェックリストも活用できます。

参考・ダウンロード | [大阪労働局『熱中症予防のための体調自己チェックリスト（例）』](#)

## 6 高年齢の従業員の体調管理

高年齢者の熱中症にも注意が必要です。高年齢者は暑さや喉の渇きを感じにくく、体温を下げるための身体反応が弱くなっていることがあります。

エアコンがなくても平気だった昔と比べ、昨今は異常な暑さです。高年齢の従業員の体調変化を観察し、体調確認や水分補給などの声掛けを積極的に行いましょう。

参考 | [厚生労働省『高齢者のための熱中症対策』](#)

# 熱中症対策の義務化

---

2025年6月1日から、企業に対して、従業員が熱中症を発症するおそれのある作業を行うときの熱中症対策が義務付けられました。熱中症を発症するおそれのある作業とは、WBGT値28度以上または気温31度以上の環境で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれるものを指します。企業が必要な対策を行わないなど、実施義務に違反した場合は罰則が科せられる可能性があります。

なお、従業員以外であっても、同一の場所で作業する人に対しては従業員と同様の措置が必要です。この章では、同一の場所で作業する人を含めて、従業員と記載します。

義務化されたのは以下の3項目です。

## 1 報告体制の整備

企業は、熱中症の自覚症状がある従業員もしくは熱中症のおそれがある従業員を見つけた人がその旨を報告するための体制を整備しなければなりません。また、整備した体制を従業員に向けて周知する必要があります。

具体的には、責任者の氏名、連絡先、連絡方法を定め、以下のように明示します。

# 事業場における報告先の掲示例

## 熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者 ○○○○（電話○○-○○○○）  
代理 ○○○○（電話○○-○○○○）

（出典）[厚生労働省『労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について』P8](#)

報告先として定められた責任者は、従業員から随時報告を受けることができる状態を保つ必要があります。

加えて、積極的に熱中症のおそれがある従業員を把握するためには、事前の仕組みづくりを行う必要があります。

仕組みの構築には、以下の方法があります。

- ・ 職場巡視
- ・ バディ制度（※1）の採用
- ・ ウェアラブルデバイスの活用（※2）
- ・ 責任者と従業員双方向での定期連絡 など

※1：2人以上の従業員が作業中にお互いの健康状態を確認できる体制

※2：着用状態を正確に把握できない可能性もあるため、他の方法と組み合わせることが望ましい

なお、熱中症を発症するおそれのある作業は、同一の従業員が一定期間にわたり継続して行うことが想定されます。すでに体制の整備および周知が講じられている場合は、作業日ごとに重ねて実施する必要はありません。

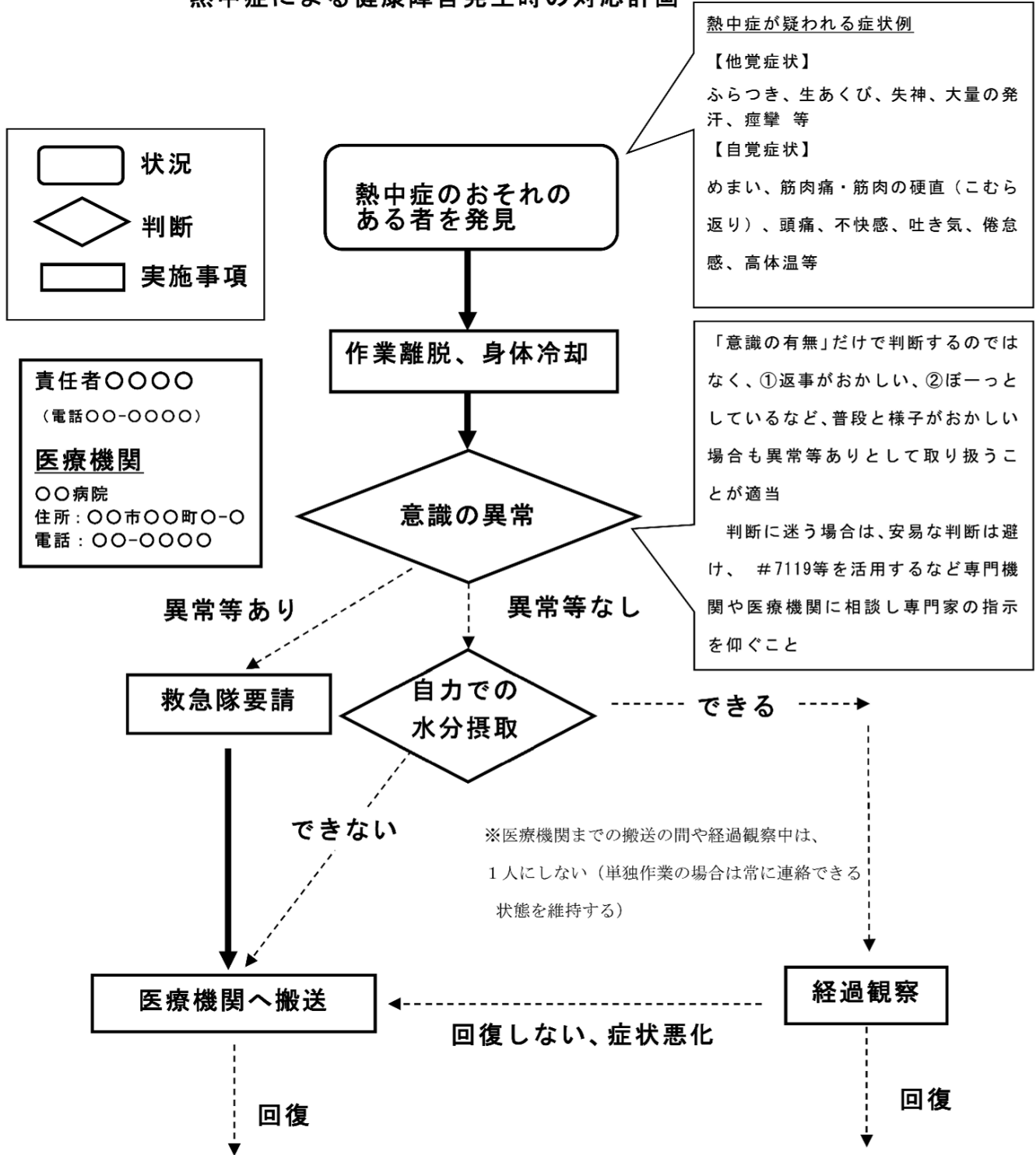
## 2 手順作成

熱中症のおそれがある従業員を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるように、以下のような実施手順を作成します。

なお、緊急連絡網、搬送先となる医療機関の連絡先（所在地を含む）を定めた場合は、手順等に含めて記載することが望ましいとされています。

手順例①

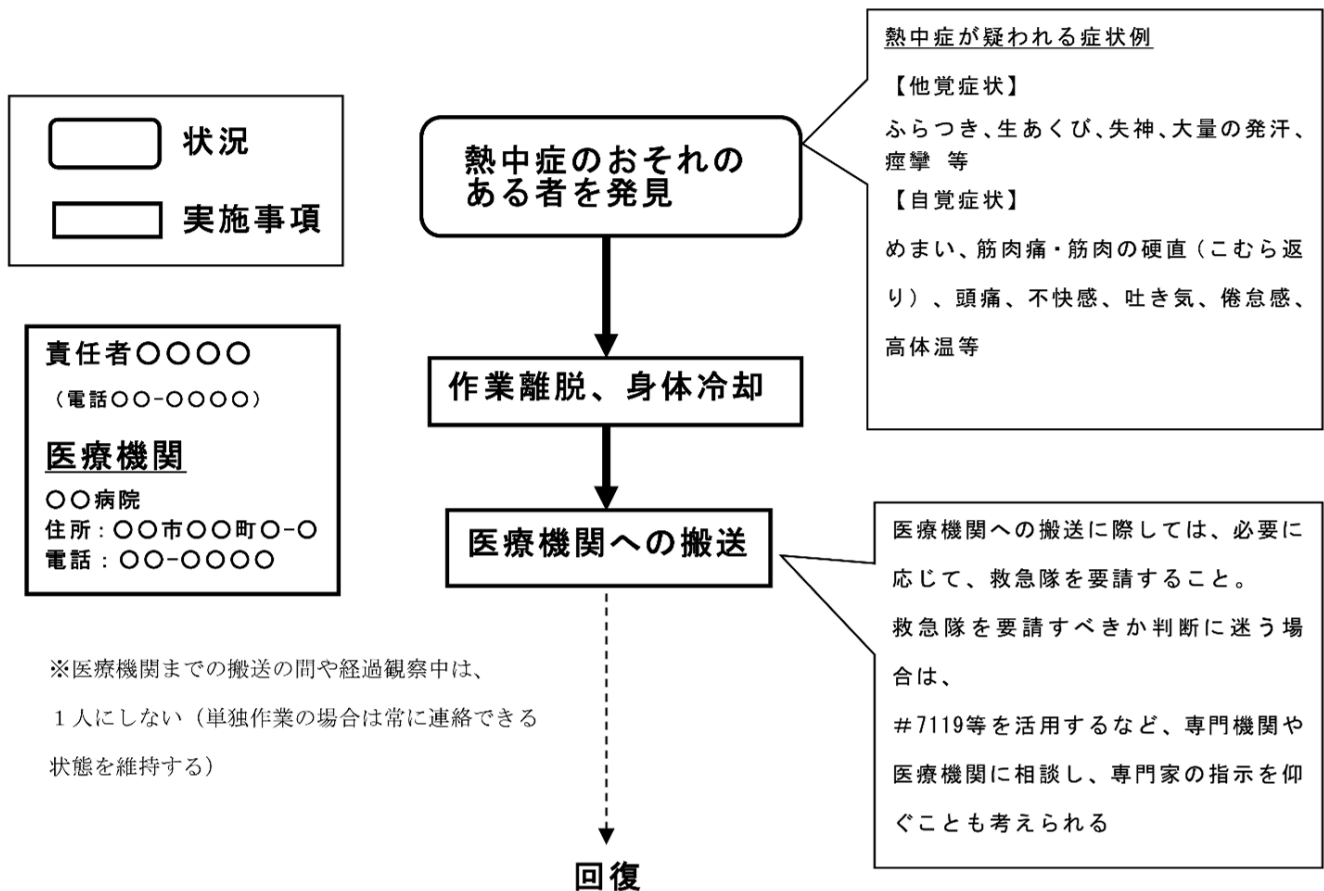
熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

## 手順例②

### 熱中症による健康障害発生時の対応計画



(出典) [厚生労働省『労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について』P10](#)

実際の手順作成にあたっては、作業場所や作業内容の実態を踏まえ、事業場独自の手順などを定めても問題ありません。

### 3 関係者への周知

整備した体制と作成した手順は、関係する従業員に周知しなければなりません。

従業員へ周知するときは、定めた報告先や作成した手順などを確実に伝える必要があります。具体的には、以下のような方法を単独、もしくは複数組み合わせ合わせた周知をおすすめします。

- ・事業所の見やすい場所への掲示
- ・メールで通知
- ・文書を配布
- ・朝礼での伝達



加えて、建設現場のように複数の事業者が作業する作業場では、各事業者が共同してひとつの緊急連絡先を定め、従業員が見やすい場所に掲示することもおすすめします。

## おわりに

---

2025年6月からの法改正に伴い、職場の熱中症対策が必須となります。一方で、従業員自身が体調管理を意識することも重要です。

危険性や簡単にできる自衛方法などを周知して、従業員の熱中症リスクを防ぐ対策をおすすめします。

---